平成29年度　第2回
松戸市安全・快適まちづくり協議会

松戸市　市民部　市民安全課

平成29年度　第2回　松戸市安全・快適まちづくり協議会　次第

日時：平成30年2月16日（金）

場所：松戸市役所　新館5階　市民サロン

１．開会

２．委嘱状等交付

３．市長挨拶

４．市職員挨拶

５．会長互選及び会長挨拶

６．会長代理氏名

７．協議・報告事項

（１）　松戸市安全で快適なまちづくり条例の改正に伴う客引き行為等の規制強化について

（２）　指定喫煙場所の一部撤去と今後のあり方について

（３）　平成29年度の過料処分状況

（４）　その他

８．その他

９．閉会

協議・報告事項（１）

松戸市安全で快適なまちづくり条例の改正に伴う客引き行為等の規制強化について

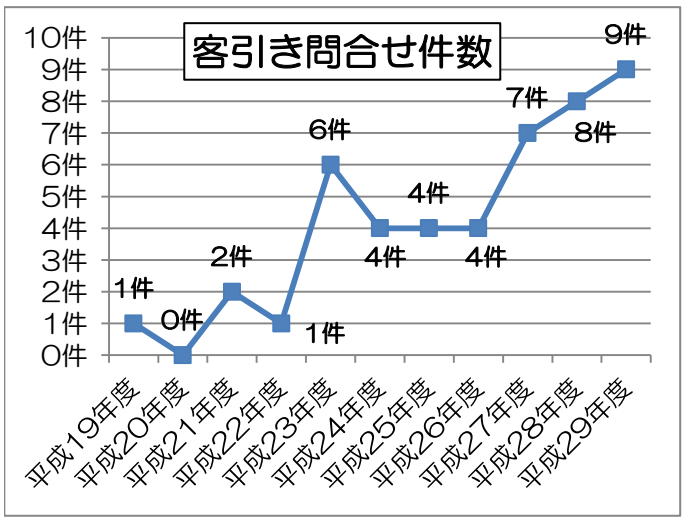

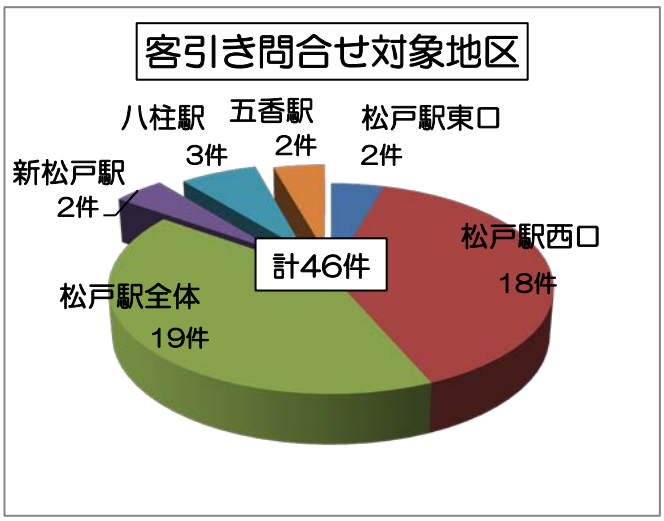

※平成29年度は1月末時点

＜客引き状況調査＞

		平成28年度	平成29年度						
			4～8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
松戸駅	合計	2,837人	1,554人	398人	391人	372人	199人	256人	3,170人
	1日あたり	19.2人	16.0人	16.7人	19.6人	18.6人	16.6人	21.3人	17.5人
新松戸駅	合計	242人	187人	37人	31人	35人	23人	11人	324人
	1日あたり	1.4人	1.9人	1.9人	1.6人	1.8人	1.9人	0.9人	1.8人
八柱駅	合計	747人	469人	80人	92人	86人	49人	47人	823人
	1日あたり	4.4人	4.6人	4.0人	4.6人	4.3人	4.1人	3.9人	4.4人
五香駅	合計	1,180人	594人	89人	108人	90人	53人	70人	1,004人
	1日あたり	6.9人	5.9人	4.5人	5.4人	4.5人	4.4人	5.8人	5.4人

※平成28年度は6月1日から調査開始（土日祝日を除く）

○松戸市安全で快適なまちづくり条例の改正

駅前等における悪質な客引き行為等に対する規制及び罰則の強化を目的として、松戸市安全で快適なまちづくり条例の改正（案）を、平成29年12月定例会に上程し、可決されました。これに伴い、以下の項目が変更・追加されました。

＜新旧対照表・要点を抜粋し概要を記載＞

旧条例	改正条例
（めいわく行為の禁止） ・客引き等の勧誘に対し、拒絶の意思を示している者に勧誘を続ける行為	（客引き行為等の禁止） ・何人も、公共の場所において次に掲げる行為をし、又はさせてはならない （１）相手方を特定し、飲食店営業等の客となるよう誘う行為 （２）相手方を特定し、次のいずれかに該当する役務に従事するよう勧誘する行為

客引き行為

勧誘行為

旧条例	改正条例
	ア．人の性的好奇心に応じて人に接する役務 イ．専ら異性に対する接待をして酒類を伴う飲食をさせる役務 （３）前2号に規定する行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為
・規定なし	（飲食店営業等を営む者の遵守事項等） ・飲食店営業等を営む者は、客引き行為等をした者から紹介を受けた人と知りながら、当該人を客として営業所内に立ち入らせてはならない
・規定なし	（申出等） ・客引き行為等禁止特定地区において飲食店営業等を営む者は、客引き行為等の禁止に係る規定に反する行為をしないことを、申し出ることができる ２　前項の申出があったときは、当該申出をした者に対し、支援をすることができる
・規定なし	（立入調査等） ・客引き行為等の違反行為に対して指導及び勧告を行うため、必要があると認めるときは、違反行為をした者の事務所、営業所等に立ち入り、必要な事項について調査、質問し、若しくは文書の提示等を求めることができる
・規定なし	（土地等の提供者の契約事項） ・市内に所在する土地又は建物を他人に提供する者は、当該提供に係る契約に際し、客引き行為等に関する違反行為をしないよう約させるよう努めるものとする
（公表） ・市長は、重点推進地区において、「置き看板等を道路上に放置する行為」「つきまとい勧誘」「ピンクビラの掲示・配布」「通行の妨げとなる営利目的の路上宣伝行為」をし、又はさせた者であり、指導及び勧告に従わなかったものの住所、氏名、違反行為内容等を公表することができる	（公表等） ・次のいずれかに該当する者の氏名、住所等を公表することができる （１）重点推進地区において、「置き看板等を道路上に放置する行為」「ピンクビラの掲示・配布」「通行の妨げとなる営利目的の路上宣伝行為」をし、又はさせた者であって、指導及び勧告に従わなかったもの （２）客引き行為等禁止特定地区おいて、客引き行為等に関する違反をし、指導及び勧告に従わなかったもの

客待ち行為
勧誘待ち行為

お店側の
遵守事項

誓約と支援

旧条例	新条例
（罰則） ・次のいずれかに該当する者は、10,000円以下の過料に処する （１）重点推進地区の公共の場所で「落書き」「犬・猫のふんの放置」をし、又はさせた者であって、指導及び勧告に従わないもの （２）重点推進地区の公共の場所で「ポイ捨て」をし、またはさせたもの （３）重点推進地区の公共の場所で「喫煙」をしたもの	（罰則） ・次のいずれかに該当する者は、10,000円以下の過料に処する （１）重点推進地区の公共の場所で「落書き」「犬・猫のふんの放置」をし、又はさせた者であって、指導及び勧告に従わないもの （２）重点推進地区の公共の場所で「ポイ捨て」をし、またはさせたもの （３）重点推進地区の公共の場所で「喫煙」をしたもの
・規定なし	・次のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する （１）客引き行為等禁止特定地区の公共の場所において客引き行為等をし、指導及び勧告に従わなかった者 （２）立入調査を拒み、妨げ、又は虚偽の答弁をした者
・規定なし	（両罰規定） ・客引き行為等に関する違反行為をした者の他、その法人等に対しても、過料を科す

〇規制対象となる飲食店営業等とは．．．

酒類を伴う飲食をさせる行為を提供する営業

・居酒屋、キャバクラ、ホストクラブ、ピンクサロン、セクシーパブ　など

個室を設けて当該個室において専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供する営業

・カラオケボックス

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業

・ソープランド、ファッションヘルス、アダルトショップ
・デリバリーヘルス

専ら異性をして人の身体に接触して行う役務の提供を行う営業

・エステ、あかすり、整体、マッサージ、洗髪、マニキュア　など

〇規制の対象とはならない行為は．．

・不特定多数の人に行うティッシュやチラシ配り　など
・相手を特定せずに行う声掛け　など

○改正により追加された事項

＜立入調査等＞

客引き行為等をした者、または、させた者に対して、指導及び勧告を実施するにあたり、必要と認めるときは、違反行為をした者の営業所等に立ち入り、違反者の氏名、住所等について質問又は書類の提示等を求めることができる。

＜情報の提供＞

客引き行為等をした者、または、させた者に関して公表の措置をしたときは、当該公表に係る者に土地又は建物を提供する者に対し、公表の事項を通知する。

＜誓約と支援＞

客引き行為等禁止特定地区内で飲食店営業等を営む者は、客引き行為等の禁止に係る規定に違反しないことを約する旨を、市長に申し出ることができる。

市長は、上記の申出があった者に対し、支援をすることができる。

（支援については、客引きしない宣言店ステッカーの配布など）

＜指導権限の付与＞

市長は、客引き行為等の禁止に関する規定に違反する行為をした者に対し行う指導について、あらかじめ指定する者に行わせることができる。

（市が行う講習を受講した者を想定）

○指導、勧告、過料、公表の対応について

＜客引き行為等防止指導員＞
警察官ＯＢ２名を採用し、客引き行為等行為者などへの指導を行う。

指導
・客引き行為等を直ちに止めるよう指導する。
・客引き行為等をさせた店舗の責任者への指導をする。

勧告
・必要に応じて、違反店舗等に対して立入調査を実施する。
・客引き行為等違反者などに対し、厳重注意をし、勧告書を交付する。

過料
公表
・指導及び勧告に従わない場合は、50,000円以下の過料を科す。
・指導及び勧告に従わない場合は、氏名、住所等を公表することができる。

○客引きしない宣言店ステッカー

※都内などでは、新宿区や渋谷区などの8区が連携して共通の客引きしない宣言店ステッカーを使用・配布し、区民等への周知と協力を求めている

⇒本市においても、都内の客引きしない宣言店ステッカーと同様のものを作製・配布することを検討中

参考：新宿区の客引きしない宣言店ステッカー

○他市の客引き条例の状況

柏市

平成29年6月23日施行

柏市客引き行為等禁止等条例

- ☐ 指導
- ☐ 警告
- ☐ 勧告
- ☐ 過料・公表

➡ 合同パトロールを実施（月１回、市、警察、商店会等にて）
➡ 警察官ＯＢ、警備会社による巡回を実施
➡ 今後は、申出と支援の取組みを推進する（市民等との連携強化）

船橋市

平成29年9月1日施行

船橋市客引き行為等防止条例

- ☐ 指導
- ☐ 勧告
- ☐ 過料・公表

➡ 合同パトロールを実施（月2回、市、町会・自治会、商店会等にて）
➡ 警察官ＯＢを採用予定（次年度）

○条例改正に伴う周知等について

松戸市安全で快適なまちづくり条例の改正については、平成29年12月26に告示し、罰則等の一部の事項については、平成30年4月1日から施行する予定。

- 客引き行為等禁止特定地区内の町会、商店会に、条例改正の啓発用ポスター及びチラシを配布
- 各鉄道会社に対して、市内の各駅の掲示板等に条例改正の啓発用ポスターの設置を依頼
- 市内の各支所、市民センター等に、条例改正の啓発用ポスター及びチラシの設置を依頼
- 市内の大学に、条例改正の啓発用ポスターの掲示を依頼
- 松戸駅周辺及び森のホール内のデジタルサイネージ（電子モニター）、市民課窓口前のテレビ等にて、条例改正のお知らせを配信
- 松戸駅西内デッキ上に、条例改正の啓発用横断幕を設置予定
- 市の広報まつど防犯特集号（3/20発行予定）にて、条例改正の記事を掲載予定

○客引き行為等禁止特定地区

重点推進地区のうち、特に客引き行為等の禁止に係る施策を実施する必要がある地区を「客引き行為等禁止特定地区」として指定することができる

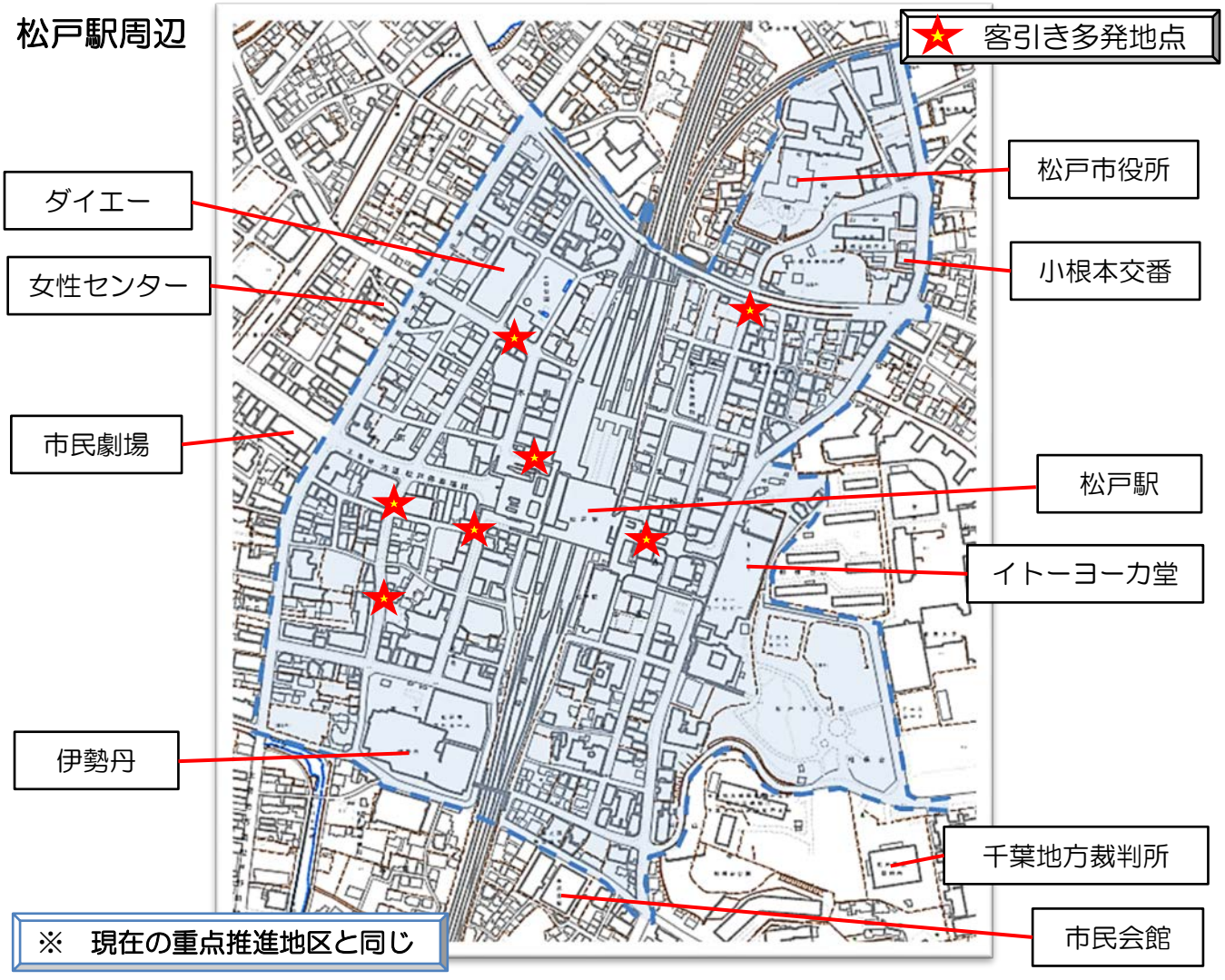

新松戸駅周辺

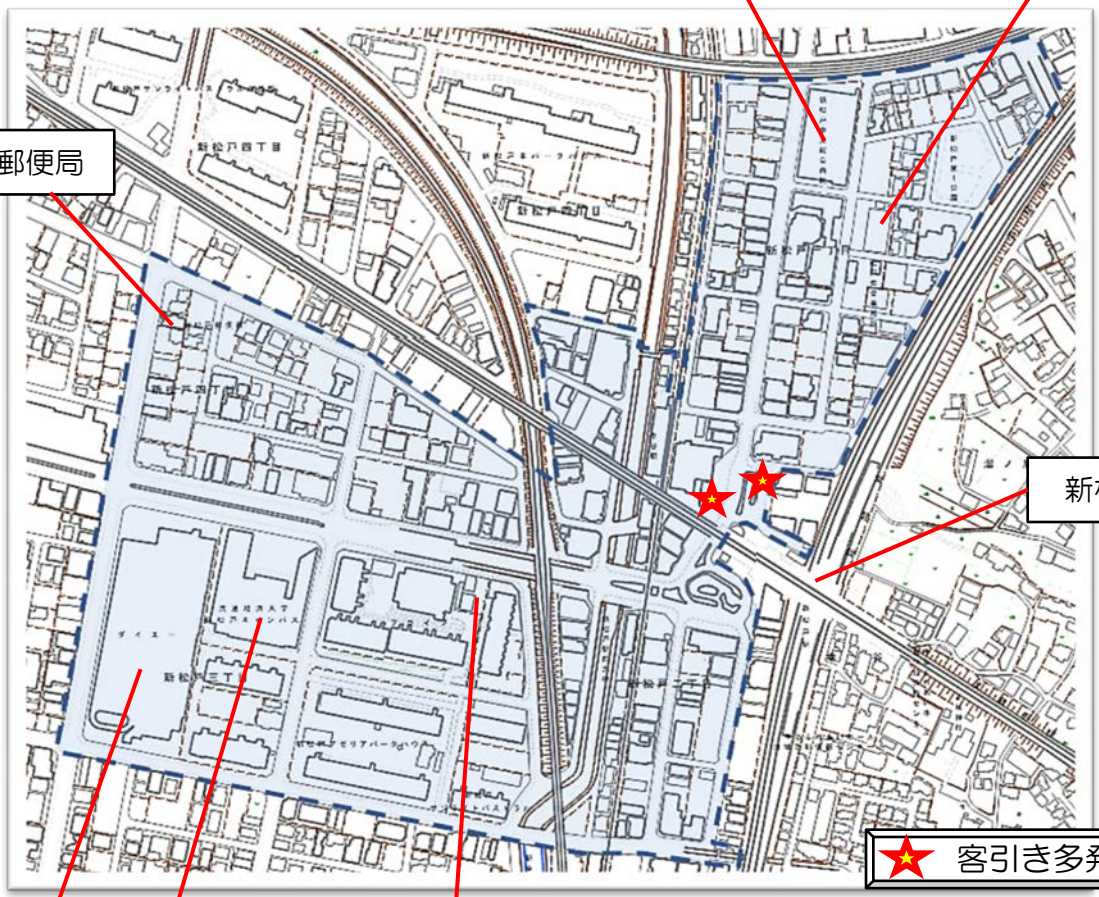

八柱駅周辺

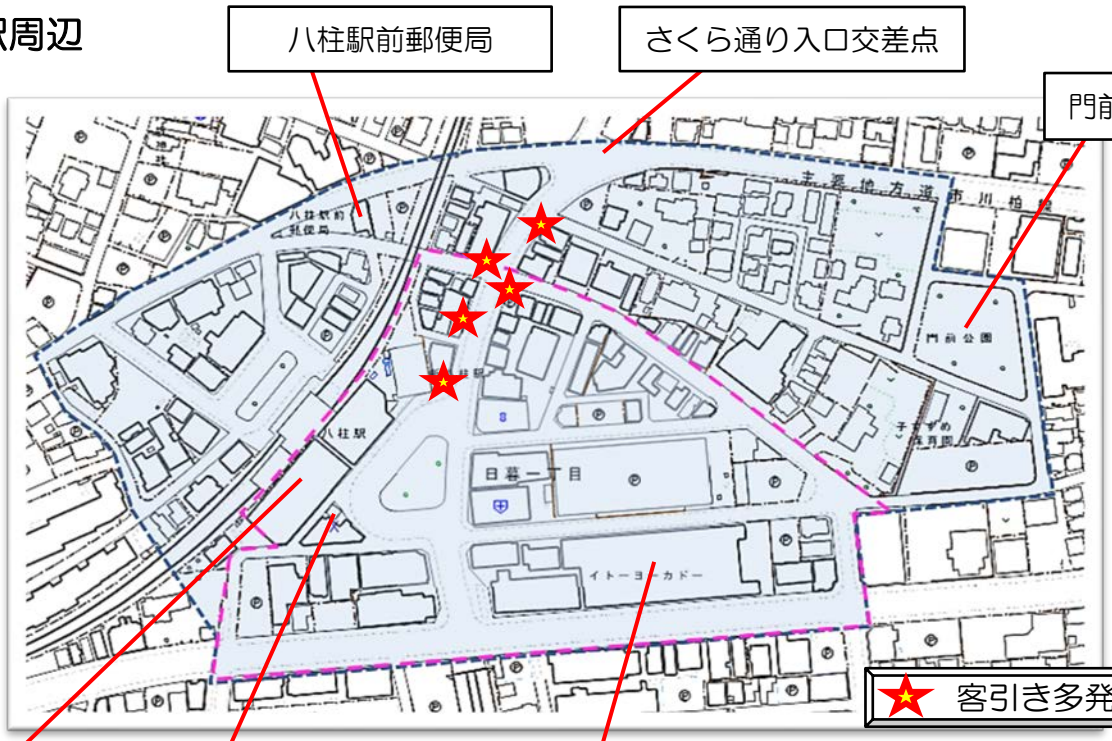

協議・報告事項（２）

指定喫煙場所の一部撤去と今後のあり方について

○松戸駅周辺の指定喫煙場所に関するこれまでの経緯

平成10年	松戸駅周辺にごみ箱及び灰皿を駅周辺にそれぞれ6箇所設置
↓	
平成16年6月1日	重点推進地区に指定（灰皿を3箇所にし、指定喫煙場所に指定）
↓	
平成18年3月頃	ＪＴの寄付により、既存の灰皿を大型のものに交換
↓	
平成28年3月末	受動喫煙等の理由により、東西計2箇所の指定喫煙場所を撤去
↓	
平成29年10月24日	松戸市安全・快適まちづくり協議会にて、指定喫煙場所の撤去方針を決定

○新松戸駅周辺の指定喫煙場所に関するこれまでの経緯

平成16年6月1日	重点推進地区に指定（灰皿を設置し、指定喫煙場所に指定）
↓	
平成18年3月頃	ＪＴの寄付により、既存の灰皿を大型のものに交換
↓	
平成28年度～	受動喫煙等の理由により、今後のあり方を協議・検討
↓	
平成29年10月24日	松戸市安全・快適まちづくり協議会にて、指定喫煙場所の撤去方針を決定

○松戸駅及び新松戸駅の指定喫煙場所の撤去時期について

平成29年度第1回協議会において、両駅の指定喫煙場所の撤去を決定し、平成30年1月初旬～中旬程度に灰皿を撤去する方針を確認した。

（参考）

松戸駅及び新松戸駅における喫煙所問題について

松戸市長　本郷谷　健次　様

市長におかれましては、日頃より松戸市の安全で快適なまちづくりに強いリーダーシップを発揮され、大変頼もしく思っております。

さて、このたび、平成29年10月24日に開催した、松戸市安全・快適まちづくり協議会において、懸案事項となっている客引き行為等に対する規制強化及び指定喫煙場所のあり方について協議いたしました。

その結果、客引き行為等に対する規制強化につきましては、松戸市安全で快適なまちづくり条例の改正により、罰則の強化や客引き行為等をさせない環境づくりを進めていく方針を確認いたしました。

また、松戸駅及び新松戸駅における喫煙所のあり方につきましては、同所での受動喫煙被害に関して市民等が強い懸念を示していることや、他に適当な移設場所がないことなどから、まずは喫煙所の撤去を優先した上で、今後も候補地の選定を継続していくとの見解が示され、協議会の全会一致により可決されましたことを報告いたします。

喫煙者への一定の配慮の必要性や、たばこ税による市の財政面への貢献などを踏まえると、市としては、喫煙所の撤去に苦慮していることは理解しております。

しかしながら、東京オリンピック・パラリンピックを控え、受動喫煙に対する国民の意識も変わってきているほか、八柱では喫煙所を撤去したことで街も綺麗になり良かったとの意見もあることなどから、喫煙所を撤去することにより、松戸駅及び新松戸駅を利用する方の受動喫煙被害に対する懸念を払拭し、市のイメージアップを図ることが重要であると考えております。

本協議会の協議結果を踏まえ、是非とも、安全で安心なまちづくり及び子育て世代に優しいまちづくりを推進していただきたく、よろしくお願い申し上げます。

平成29年11月10日
松戸市安全・快適まちづくり協議会
会長　　恩田　忠治

○各市の喫煙所設置状況（H29.11.1時点）

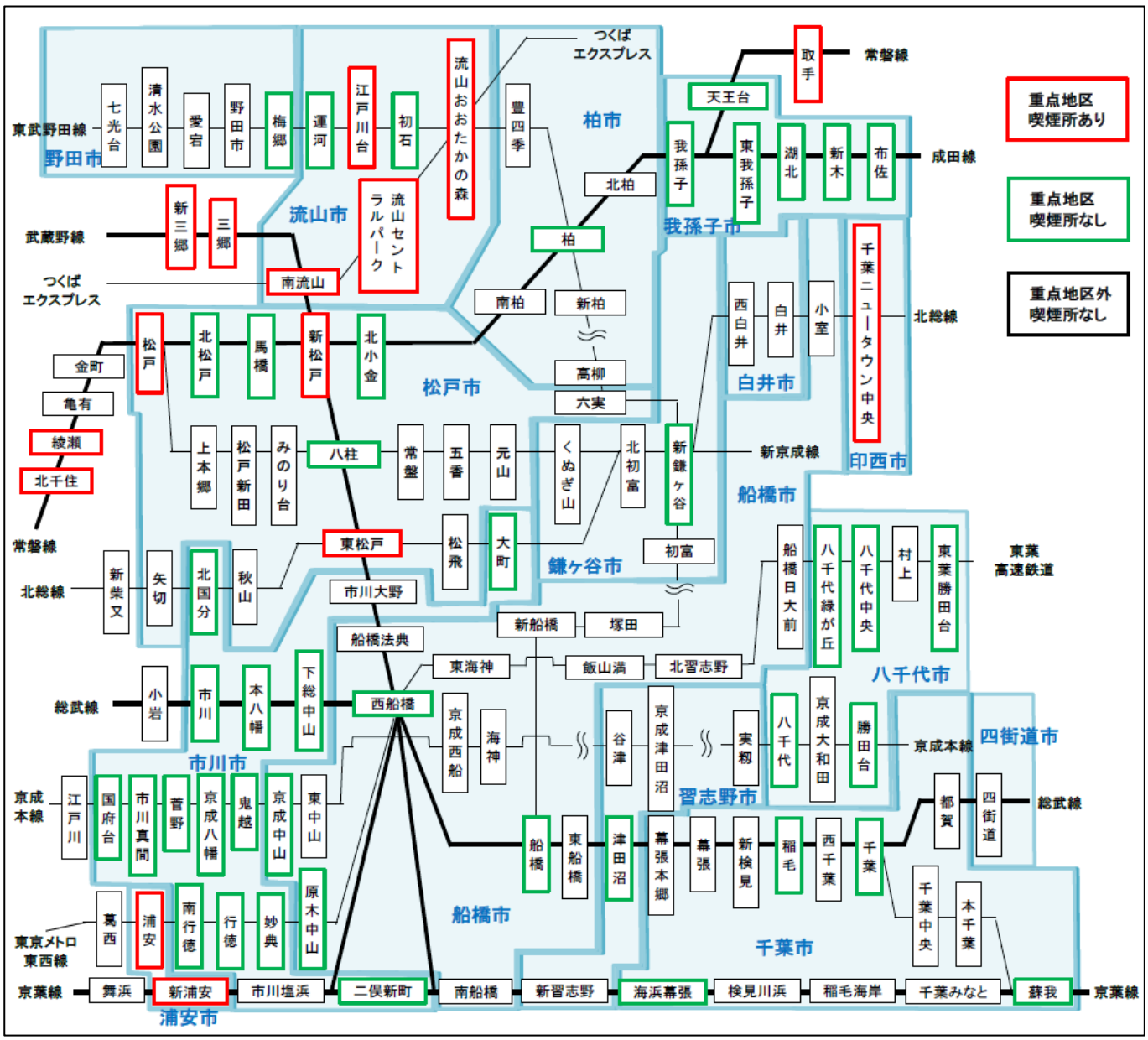

○本市の指定喫煙場所のあり方

⇒前回の協議会において、松戸駅及び新松戸駅の指定喫煙場所については、今後も移設場所の候補地選定を継続していくことが求められているものの、まずは既存の灰皿の撤去を優先させるべきとの見解が示された。

　しかし、指定喫煙場所の存続を求める陳情が提出されたことなどもあり、灰皿の撤去に関して、より慎重に進める必要性があることなどの理由から、現時点では撤去に至っておらず、今後、再調整を進めていく。

⇒今後については、国で進められている受動喫煙に関する法整備の状況を注視しつつ、本市の喫煙マナーの向上に関しての効果的な対策について、関係各課にて協議し実施していく。
　また、指定喫煙場所の設置についても、環境面、費用面、運用面等の課題を満たし、かつ、設置すべきとの意見があった際には、本協議会等にて協議し、検討していく。

協議・報告事項（3）

平成29年度の過料処分状況について

○重点推進地区指定の経緯

重点推進地区指定（松戸駅、新松戸駅）	平成16年6月1日
重点推進地区の追加指定（八柱駅）	平成20年4月1日
重点推進地区の追加指定（東松戸駅）	平成25年10月1日
重点推進地区の追加指定（北松戸駅、馬橋駅、北小金駅）	平成27年10月1日

○過料処分者

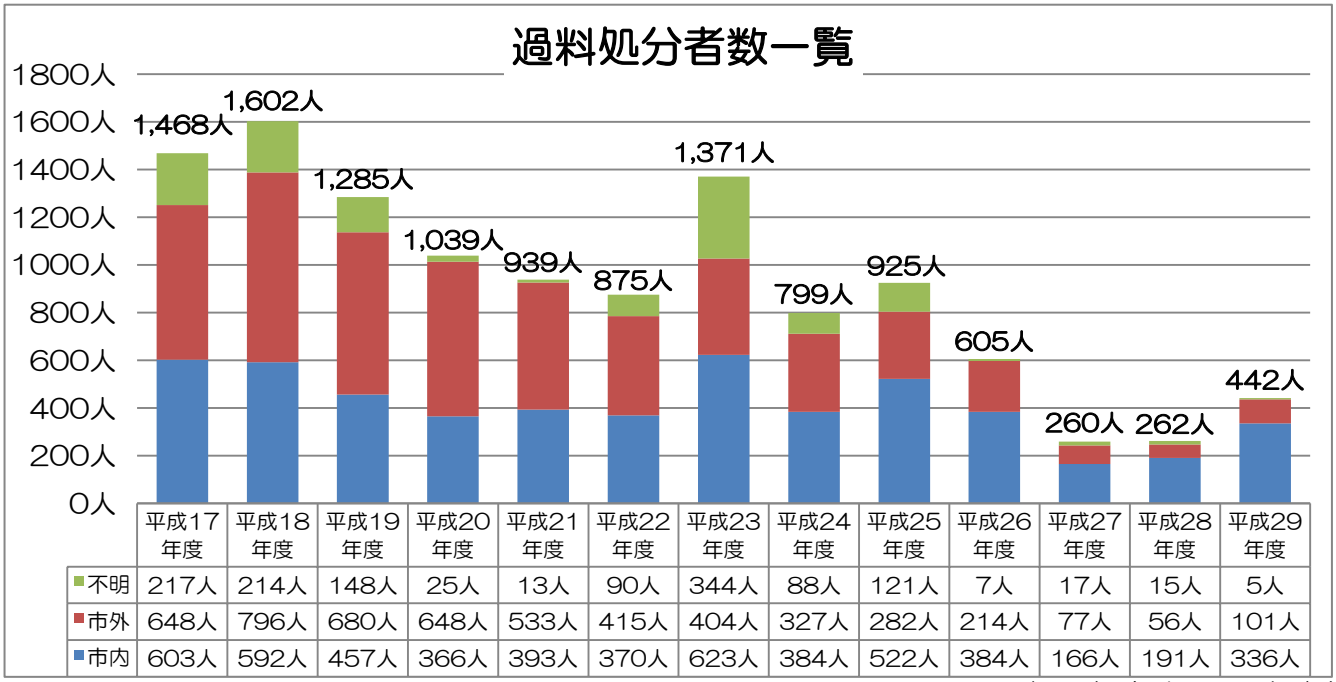

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
不明	217人	214人	148人	25人	13人	90人	344人	88人	121人	7人	17人	15人	5人
市外	648人	796人	680人	648人	533人	415人	404人	327人	282人	214人	77人	56人	101人
市内	603人	592人	457人	366人	393人	370人	623人	384人	522人	384人	166人	191人	336人

※平成29年度は、1月末時点

○過料徴収地区別一覧

	松戸駅	新松戸駅	八柱駅	東松戸駅	北松戸駅	馬橋駅	北小金駅	合計
平成24年度	572人	127人	100人	—	—	—	—	799人
平成25年度	528人	238人	134人	25人	—	—	—	925人
平成26年度	370人	132人	70人	33人	—	—	—	605人
平成27年度	141人	57人	42人	11人	1人	3人	5人	260人
平成28年度	92人	33人	24人	9人	41人	36人	27人	262人
平成29年度	239人	51人	25人	8人	42人	46人	31人	442人

○違反行為別一覧及び性別一覧

	喫煙		ポイ捨て		男		女	
平成24年度	763人	95.5%	36人	4.5%	769人	96.2%	30人	3.8%
平成25年度	873人	94.4%	52人	5.6%	892人	96.4%	33人	3.6%
平成26年度	582人	96.2%	23人	3.8%	582人	96.2%	23人	3.8%
平成27年度	252人	96.9%	8人	3.1%	249人	95.8%	11人	4.2%
平成28年度	238人	90.8%	24人	9.2%	252人	96.2%	10人	3.8%
平成29年度	412人	93.2%	30人	6.8%	412人	93.2%	30人	6.8%

○喫煙率調査

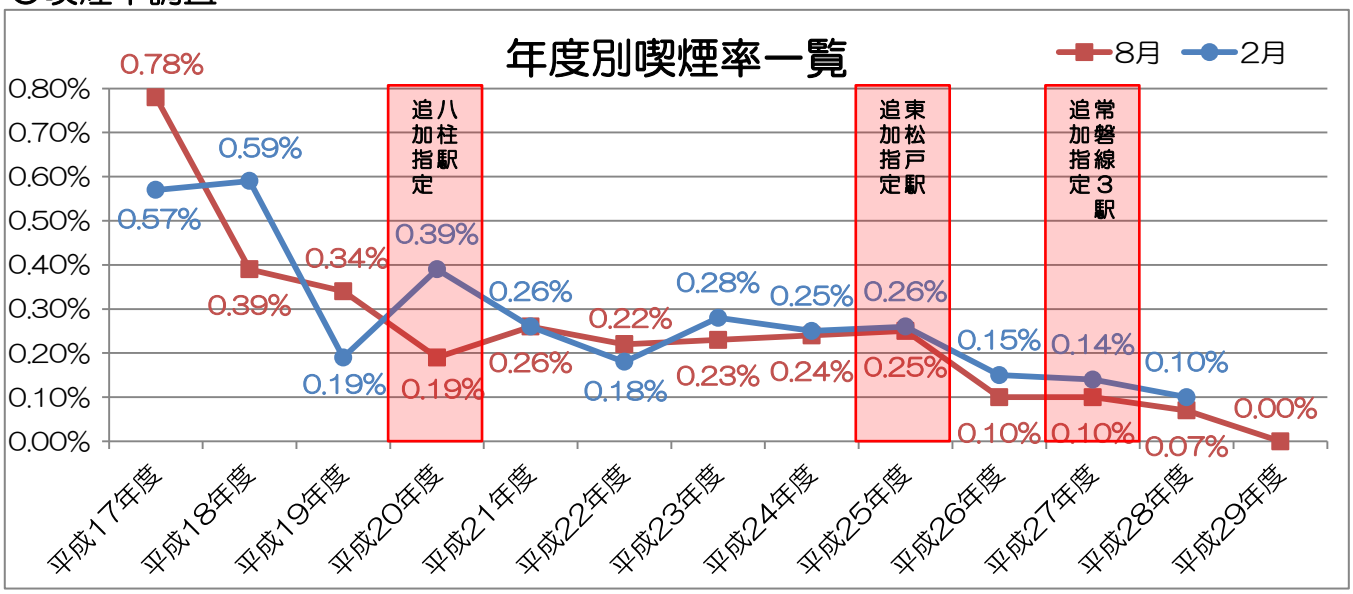

※松戸駅東口、松戸駅西口、新松戸駅の3駅合計値

○市への意見・要望

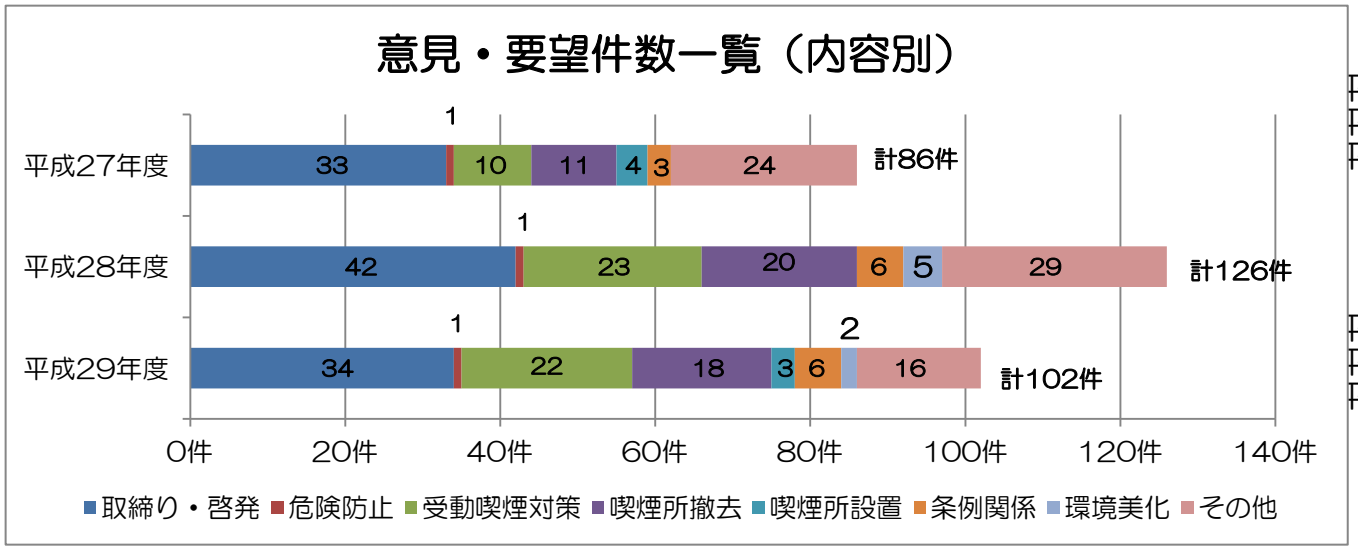

※平成29年度は、1月末時点

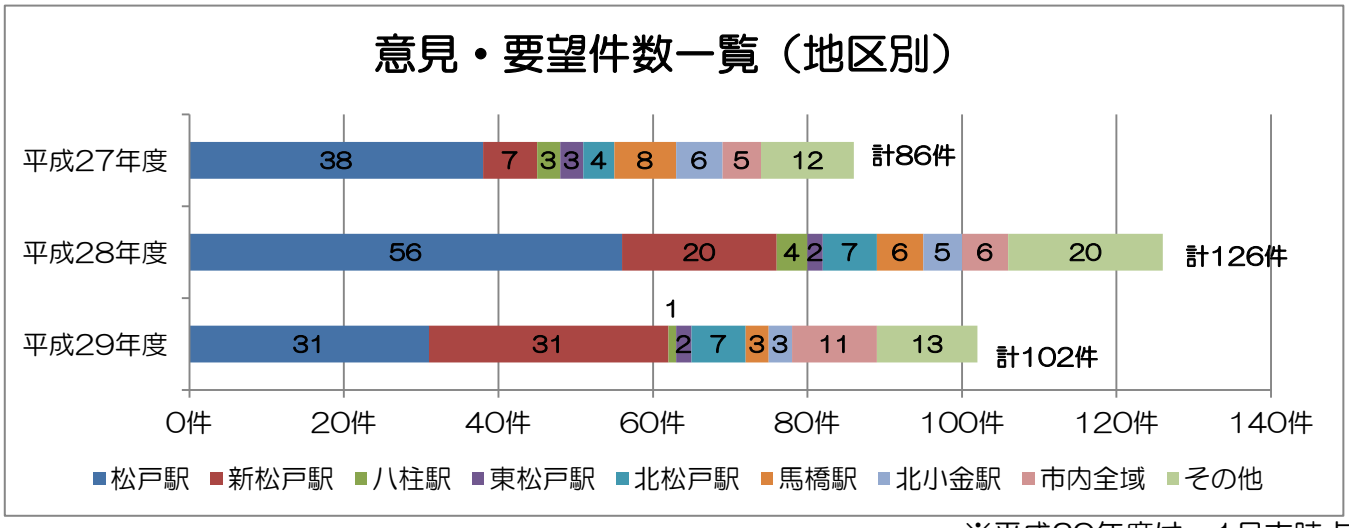

※平成29年度は、1月末時点

○犯罪認知件数

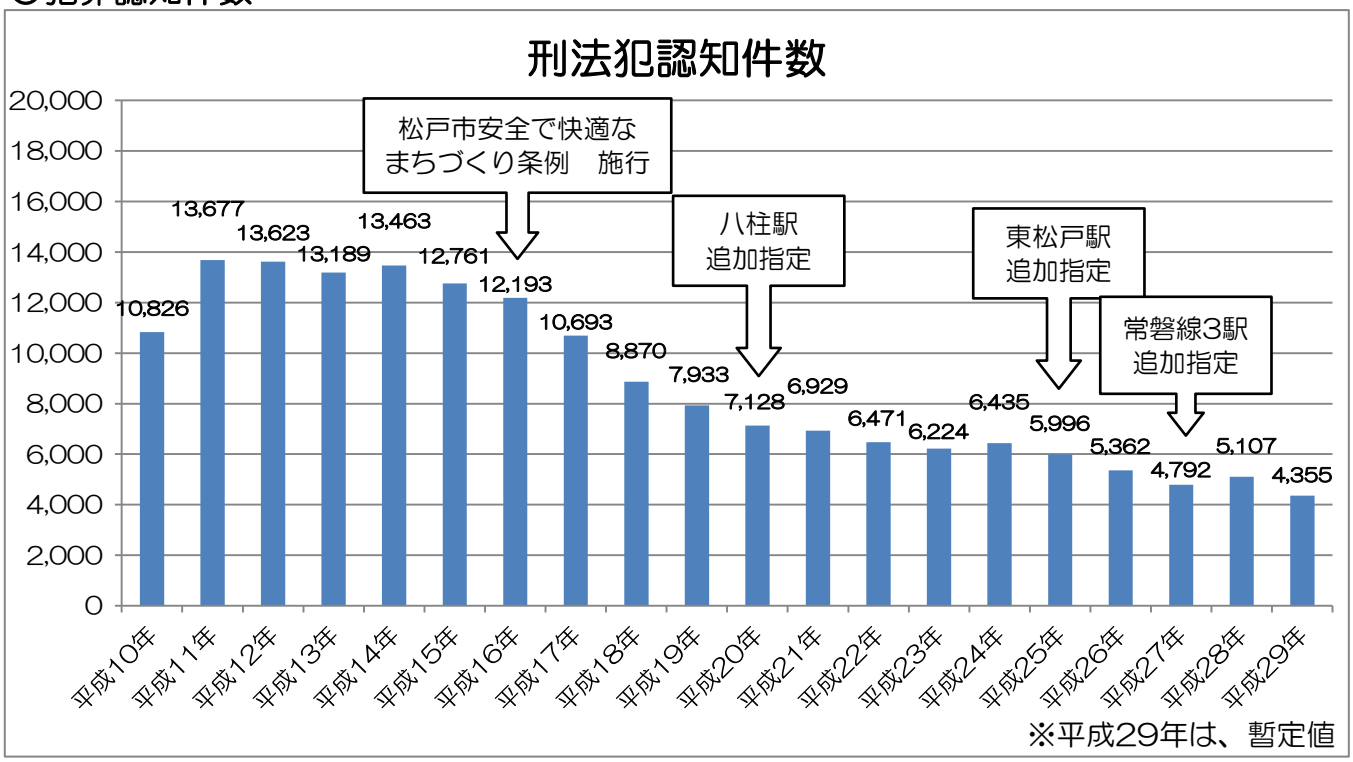

本条例の目的である「犯罪発生の防止」及び「めいわく行為の禁止」に係る施策を定め、もって安全で暮らしやすい市民生活の実現を図るため、喫煙・ポイ捨てに関するマナーの向上や環境美化、客引き行為などの防止対策により、市民等、事業者、関係行政機関等と連携して、安全で安心なまちづくりをさらに推進していく。